平成２５年（フ）第８９６０号
東京都大田区仲六郷３丁目13―12―101
債務者　友永　龍治
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２７号
横浜市神奈川区三ツ沢東町４番22号
債務者　清水　祥子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３３号
横浜市保土ケ谷区岩井町100番地　景山コーポ201号
債務者　齊藤　敏幸
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８１号
横浜市緑区台村町337番地　台和ビル405号
債務者　平敷　龍太
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８７号
神奈川県大和市中央林間５丁目３番16号　高橋荘201
債務者　鱒沢　　博
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３０号
横浜市泉区白百合１丁目21番19号　加藤ハイツ201号
債務者　石川　重昭
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３０号
静岡県浜松市西区入野町4902番地の14　五平ハイツＡ―201号
債務者　杉浦　信悟
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
静岡県浜松市西区入野町4902番地の14　五平ハイツＡ―201号
債務者　杉浦　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
岡山市北区岩井２丁目５番26号、旧住所岡山市北区岩井２丁目５番24号
債務者　高山　民子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８１号
岡山市東区楢原453番地10
債務者　木村由利子こと　崔　　奉仙
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０５号
岡山県倉敷市下津井５丁目３番19号
債務者　濱田　寿行
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１４号
岡山市南区山田1880番地27、旧住所岡山県倉敷市西田442番地12
債務者　瀬良　文也
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１５号
岡山市南区山田1880番地27、旧住所岡山県倉敷市西田442番地12
債務者　瀬良　定子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９３５号
東京都板橋区徳丸７丁目14―１―301
債務者　齋藤　亘弘
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２８号
東京都三鷹市大沢３丁目７番31号安藤荘
債務者　鈴木かおる（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８９４４号
東京都港区芝４丁目３―２―101
債務者　林　　榮子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部